なりたエコニュース

新しい生活様式での家庭ごみの出し方

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛や在宅勤務で自宅にいる時間が長くなっているのではないでしょうか。新しい生活様式の中で、自炊やテイクアウト・宅配を利用する機会が増えたことから、家庭で出るごみも増加傾向となっています。ごみを減らすためにも、食品ロスやごみの分別について改めて考えてみましょう。

プラスチック製容器包装を分別しよう

飲食店のテイクアウトや宅配で利用される容器の多くはプラスチック製です。次の点に注意して分別し、白色の指定袋に入れて出してください。

○白色の指定袋にはプラマークの付いた物だけを入れる
○汚れや油の付いた物はきれいに洗い流し、汚れが落ちない場合は可燃ごみ（青色の指定袋）として出す

やってみよう「3きり運動」

生ごみや食品ロスを減らすため「使い切り・食べ切り・水切り」の「3切り」を意識するようにしましょう。買った食材は使い切る、料理は作りすぎない、生ごみは出す前に水をよく切る、といったひと工夫でごみを減らすことができます。

雑がみも分別を

ティッシュやお菓子などの空き箱、はがき、封筒などのリサイクルできる紙類を雑がみといいます。雑がみがたまってきたら、いらなくなった紙袋に入れて、ひもで十文字に縛って出してください。

日常生活で出るごみについて、いま一度見直すことが、リサイクルやごみの減量へつながります。皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課（☎20-1530）へ。

消費生活相談Q&A

お試し購入での契約に注意

Q インターネットの広告を見て「初回お試し500円」というダイエットサプリを見つけたので注文しました。注文した商品が届いた後、しばらくしてまた同じ商品が届いたので、事業者に連絡すると「6回分の定期購入が条件となっていて、途中で解約はできない」と言われました。定期購入になるとは知らなかったので解約したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 事業者が解約・返品に関する条件（返品特約）をホームページなどに表記している場合は、その返品特約に従うことになります。返品特約について表記がなければ、商品が到着してから8日以内に返送することで、契約申し込みの撤回ができます。このほかにも「中途解約を申し出たら通常価格との差額や違約金を請求された」「電話でしか解約を受けないと表記があったのに電話が全くつながらない」といった事例もあります。商品を注文するときは、契約の内容や返品の条件をしっかりと確認しましょう。契約の内容で不安に思ったり、トラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター（☎23-1161）へ。